

運動部活動の地域移行に関する緊急意見

先般、スポーツ庁の有識者会議は、持続可能な部活動と教師の働き方改革に対応するため、公立中学校の休日運動部活動について、令和7年度を目途に地域に移行すること等を内容とする提言をまとめた。

本会では、これまで学校と地域のスポーツ団体が協働して部活動に取り組むための環境整備に向けた制度の構築を求めており、地域移行についても一つの選択肢としては理解する。

しかしながら、本提言は、公立中学校の設置主体である都市自治体に関連する事項が多く含まれているにも関わらず、本会をはじめとする関係団体ヒアリングについても提言の取りまとめ間近に実施されたのみであり、また、経費負担のあり方や受け皿の確保などの課題が整理されていない中、期限を区切って地域移行を進めることに対し、多くの都市自治体が唐突感を持って受け止めるなど懸念や心配の声が広がっている。

については、国において、下記事項について特段の措置を講じること。

記

1. 全般的な事項について

- (1) 学校部活動は、教育活動の一環として実施してきたものであり、運動部活動の地域移行の必要性や方向性などを明確に示すとともに、国が中心となって周知を行い、地域、教職員、生徒、保護者及びスポーツ団体など関係方面の十分な理解と協力を得ること。
- (2) 地域移行に当たっては、人材確保、体育館やグラウンドなどの施設確保、道具などの費用負担の問題等の条件整備、合意形成などに時間を要することから、移行期間を限定することなく、地域の実情に応じた移行が可能となるようになるとともに、地域によってスポーツ環境の整備に格差が生じることがないよう、国が具体的かつ段階的な方策を明確に示すこと。
- (3) 部活動は学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであり、多様な学びの場として教育的意義が大きい。そのようなことからも生徒指導上大きな役割を担っていると考えられるので、中学校教育において校外のスポーツ活動に参加する生徒への指導の考え方を明確に示すこと。

2. 費用負担のあり方について

今後、生徒が地域においてスポーツ活動に参加する際には、保護者がスポーツ団体等に支払う会費が学校の運動部活動の部費と比べて高額となることが想定される。そもそも部活動は教育課程外の学校教育活動であり、過大な保護者負担が

生じることは現実的ではないことから、国の責任において財政負担のスキームを明確にすること。

また、経済的に困窮する家庭をはじめ、スポーツをしたいと望む生徒が活動機会を失うことのないよう、国において必要な措置を講じること。

3. スポーツ団体等の整備充実等について

少子化が進展する中、市町村によっては、スポーツ団体等受け皿の確保が困難な地域もあることから、スポーツ団体等の整備充実を図るとともに持続可能な自主運営を担保するための必要な支援を行うこと。

また、地域移行を実現するためには、指導者、活動場所等の調整の役割を担う人材を確保しなければならないことから、当該確保に係る必要な支援を行うこと。

さらに、地域移行への対応に向け、スポーツ団体等の確保が難しい場合には、子どもの選択肢を狭める恐れがあることから、拠点校制度の推進などを活用すること。

4. スポーツ指導者等の人材の確保について

- (1) 学校における教職員の働き方改革推進を踏まえつつ、部活動の段階的な地域移行に向け、部活動指導員の養成・配置に係る財政措置の継続・拡充を図ること。
- (2) 専門性や資質を有する指導者の確保が図られるよう、国において財政措置を講じること。
- (3) 部活動の指導を希望する教職員が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、その契約の形態や万一の事故発生時の対応など具体的な運用方法を示すこと。

5. 保険のあり方について

地域移行後も安心して地域でスポーツ活動に参加できるよう、活動に関する保険については、費用負担と給付水準が従来の日本スポーツ振興センターの災害共済給付と異なることがないよう必要な措置を講じること。

令和4年6月29日

全 国 市 長 会